千葉県総合支援協議会（第九次千葉県障害者計画策定推進本部会）
設置運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、「千葉県総合支援協議会」（以下「総合支援協議会」という。）及び「第九次千葉県障害者計画策定推進本部会」（以下「策定推進本部会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

（組織）

第２条　総合支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第 89 条の 3 第１項の規定により、障害者及び障害児への支援体制の整備を図るための協議の場として設置する。

２　策定推進本部会は、障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）、障害者総合支援法、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）及び千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例（平成２８年千葉県条例第４９号）に基づく第九次千葉県障害者計画（案）の策定並びに第八次千葉県障害者計画及び第九次千葉県障害者計画の推進のため、実施状況の確認や成果の評価、推進方針等の検討を行う組織として設置する。

３　総合支援協議会と策定推進本部会は、本県の障害者施策の策定及び推進に関して密接に関連する協議及び検討等を行う組織であることから、同一の構成員により構成し、一体的な運営を行うこととする。

４　特別の事情がある場合を除き、総合支援協議会と策定推進本部会（以下これらを合わせて「本部会」という。）は、同時に開催することとする。

（所掌事務）

第３条　本部会は、次に掲げる事項について協議等を行う。

（１）第九次千葉県障害者計画（案）の策定に関すること。

（２）第八次千葉県障害者計画及び第九次千葉県障害者計画の推進に関すること。

（３）市町村の相談支援体制の状況把握、評価及び支援に関すること。

（４）発達障害、高次脳機能障害、精神障害、療育システム、就労支援等、広域的及び専門的支援を必要とする相談支援体制の構築に関すること。

（５）権利擁護の普及に関すること。

（６）相談支援従事者の人材育成に関すること。

（７）その他必要と認められる事項に関すること。

（委員）

第４条　本部会は、２５名程度の委員をもって構成し、障害者支援団体、学識経験者や関係行政職員等、障害者施策の策定及び推進に有為な意見を有する者、障害当事者及び関係者で公募に応募した者の中から、障害者福祉推進課長又は障害福祉事業課長が選任する。

２　委員（前項に規定する委員をいう。以下第９条、第１０条及び第１２条を除き同じ。）の任期は、令和１１年３月３１日までとする。ただし、当該委員の補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

３　委員は、個人として本部会に参加し、個人としての責任において発言等を行うものとする。

４　本部会の運営、計画（案）の策定及び計画の推進に係る作業等については、本部会の会議において、委員の合意の下に進めるものとする。

５　委員は、個人情報等の職務上知り得た秘密を、委員を退いた後も含め、漏らしてはならない。

（会長及び副会長）

第５条　本部会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

２　会長は会務を総理し、組織を代表する。

３　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を行う。

（本部会の招集及び運営）

第６条　本部会は、会長の意向を踏まえ、障害者福祉推進課長又は障害福祉事業課長が招集する。

２　前項の規定にかかわらず、設置後初めて開催される会議、その他緊急の場合は、障害者福祉推進課長又は障害福祉事業課長の判断により、会議を招集することができる。

３　本部会は、会長が座長となって進行する。

４　会長が会議に出席できない場合は、副会長がその役を代理する。

５　本部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求めることができる。

６　本部会は、開催場所への参集が困難と判断される場合、その他会長の意向を踏まえ、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用して開催することができる。

７　前項におけるオンラインによる委員の出席は、本部会への出席に含めるものとする。映像の送受信ができない場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときは、同様とする。

（本部会の公開）

第７条　本部会は、原則として公開とする。

２　本部会の会議資料等は、積極的に公表に努めるものとする。
３　前２項の規定にかかわらず、個人情報等、秘密の保持を図る必要がある場合については、必要な範囲で公開又は公表しないことができる。
４　本部会の開催に当たっては、原則として本部会が開催される日の１０日前（土・日・祝日を除く）までに、開催日時、開催場所及び主な議題を県ホームページに掲載するものとする。
５　本部会の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

（本部会の会議録）
第８条　本部会の議事について会議録を作成し、会長及び委員が内容を確認するものとする。
２　会議録は、原則として公開とする。ただし、不開示情報（千葉県情報公開条例（平成１２年千葉県条例第５６号）第８条各号に規定される情報をいう。）が記録されている場合、当該部分については非公開とする。
３　会議録は、原則として県ホームページに３年間掲載するものとする。

（専門部会）
第９条　本部会の下に、別表に掲げる専門部会を置く。
２　専門部会に、部会長及び副部会長を置く。
３　部会長は、本部会の委員を兼ねるものとする。
４　専門部会の委員の任期は、第４条第２項に規定する任期とする。
５　前各項に定めるもののほか、専門部会の委員の選任、運営等については、本部会に準ずるものとする。

（経費負担）
第１０条　本部会及び専門部会（以下「本部会等」という。）の会議費は障害者福祉推進課又は障害福祉事業課が負担する。
２　本部会等の委員の報酬は、これを支弁しない。
３　本部会等の委員が会議等に参加するために要する旅費は、障害者福祉推進課又は障害福祉事業課が、これを支弁する。

（事務局）
第１１条　本部会等の事務局は、障害者福祉推進課又は障害福祉事業課に置くこととし、所掌は別表に掲げるとおりとする。

（円滑なコミュニケーション確保のための努力）

第１２条　本部会等の委員は、会議及びその他の場において、相互に情報交換に努めるものとする。

２　本部会等の開催においては、協議のための情報の受発信やコミュニケーションが円滑に行われるよう、手話通訳者、要約筆記者等の配置、点字資料、拡大文字資料の提供等に十分配慮するものとする。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、本部会等の運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が別に定める。

２　この総合支援協議会、策定推進本部会及び専門部会は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、法律又は条例により設置される附属機関の性質を有しない。

附則

この要綱は、令和７年１２月２２日から施行する。

別表　千葉県総合支援協議会（第九次千葉県障害者計画策定推進本部会）・専門部会

本部会	障害者福祉推進課、障害福祉事業課共管 障害者福祉推進課主管
入所・地域生活支援専門部会	障害者福祉推進課、障害福祉事業課共管 障害者福祉推進課主管
精神障害者地域生活支援専門部会	障害者福祉推進課所管
権利擁護専門部会	障害者福祉推進課、障害福祉事業課共管 障害者福祉推進課主管
療育支援専門部会	障害福祉事業課所管
相談支援専門部会	障害福祉事業課所管
就労支援専門部会	障害福祉事業課所管

千葉県総合支援協議会（第九次千葉県障害者計画策定推進本部会）傍聴要領

１　傍聴手続

（１）傍聴を希望する方は、会議当日の受付とします。会議開始予定時刻の１５分前から５分前までの間に、会場受付で氏名等を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

（２）定員は原則として５人とします。ただし、会場の広さ等を考慮し、変更する場合があります。

（３）傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。なお、受付開始時に傍聴を希望する方が定員を上回っている場合は、抽選により決定します。

（４）傍聴を希望する方で、点字資料、手話通訳、要約筆記、車いす等の配慮が必要な方は、原則として会議開催の５日前（土・日・祝日を除く）までに事務局までお申出ください。

※電話、メール、ＦＡＸ等により申出を受け付けます。その他、受付方法に配慮が必要な場合には、別途御相談ください。

（５）非公開とされた議事は傍聴することが出来ませんので、傍聴者は会長及び事務局の指示に従い退席願います。

（６）傍聴資料は、非公開とされた議事を除いて、原則持ち帰り可能とします。

（７）オンライン（WEB開催）による会議の開催に当たっての傍聴手続き（参加方法、留意事項等）については、会議の都度、県ホームページにてお知らせします。

２　会議を傍聴する場合に守っていただく事項

（１）会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。

（２）騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

（３）会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。

（４）会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではありません。

（５）その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

３　会議の秩序の維持

（１）傍聴者は、会議を傍聴する場合は、会長及び事務局の指示に従ってください。

（２）傍聴者が上記「２　会議を傍聴する場合に守っていただく事項」に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退室していただくことがあります。

４　要領の適用

本傍聴要領は、千葉県総合支援協議会（第九次千葉県障害者計画策定推進本部会）のもとに設置する専門部会にも準用します。